

荏田町立片島小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

すべての教職員が「いじめは、どの学校。どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という認識を共有する。そして、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめの基本認識として

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・ 学校、家庭、関連機関等が一体となって問題解決に取り組むことが必要である。

(3) いじめ防止の基本姿勢

- ① いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③ いじめの適切な早期対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④ 学校内だけでなく児童相談所やスクールアドバイザー、SSWなどと協力していじめ問題の解決に努め、継続的に支援にあたる。
- ⑤ **けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。**

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

校長、教頭、主幹、生徒指導担当者、低・中・高学年担任、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、毎月1回、委員会を開催する。さらに、いじめ発見時には、必要に応じて、町教育委員会・PTA関係者等を加えた緊急いじめ問題対策委員会を設置する。その構成員・活動内容等は以下の図に示す。

報告・連絡・相談の徹底

校 長

正確な情報収集と的確な指示

※校長を中心とした指導体制の下で、全教職員が組織的に指導にあたる。

毎月 1 回開催

いじめの発見に
より緊急開催

いじめ問題対策委員会

○メンバー

【学校】（校内いじめ問題対策委員会）

校長、教頭、主幹、生徒指導担当、人権教育担当
児童支援担当、養護教諭

【町】SSW、指導主事、スクールアドバイザー等

【PTA】会長、副会長、役員、顧問

【地域】民生委員、区長会代表、児童相談所職員、警察官
…重大事態発生時

○活動内容

- ・いじめ防止年間指導計画及び活動事例の作成
- ・いじめに対する指導の在り方についての情報交換
- ・いじめの状況や対策協議（いじめアンケート、相談ポスト）
- ・保護者や地域住民への啓発活動（リーフレット配布等）
- ・いじめ事案の教育委員会等への報告・連絡・相談
- ・学校・家庭・地域の連携・協力した取組の推進

緊急いじめ問題対策委員会

○メンバー

必要に応じて担任等を含める。

○活動内容

- ・いじめられた児童の保護
- ・事実確認
- ・指導方法の確認
- ・保護者対応
- ・いじめた児童への指導
- ・関係機関との連携
- ・教育委員会への報告

※ 通常は校内いじめ問題対策
委員会で情報収集や防止策を
協議するが、いじめ発見時
には関係者を加え、緊急に組織
・開催する。

情報提供
協力依頼

保護者・地域住民

- ・いじめ問題に関する認識
を高揚
- ・いじめの早期発見
- ・いじめの解消の支援

情報提供
積極的な
関わり

我が子・友達・地域の子

連絡・報告
指示・支援

教 職 員

- ・いじめの早期発見・実態把握のため、児童の様
子について、全職員で情報交換を行う。
- ・担任または、一部の教師の指導ではなく、全職
員が組織的に対応する。

情報提供
いじめの防止・
解消の指導

当該児童・学級・学年・全校

3 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 学級経営の充実

- ① Q U 検査の結果を生かしたり、いじめに特化した簡易アンケートに基づいた教育相談活動をしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい人間関係づくり、集団づくりに努める。
- ② 学力向上プランに基づき分かる・できる授業の実践等を行い、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

- ① 道徳の授業を通して、自己の内省を促すとともに児童の自己肯定感を高める。
- ② 児童の実態に合わせて内容を吟味した題材や資料で道徳の授業を実施する。
- ③ 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等にふれさせることによって、自分自身の生活や行動を省みて、いじめを抑止する。
- ④ 友情や信頼、思いやり等の人権意識・人権感覚を高める集会や学習などの人権教育の取り組みを全校で進める。

(3) 相談体制の充実

- ① Q U 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察と共通点及び相違点など）について研修を実施し、共通理解を図る。
- ② 毎月の「いじめアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ③ 日常生活の中でのあいさつや教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境を作る。

(4) 体験活動の充実

- ① 理科や生活科、総合的な学習の時間等において、自然体験や環境美化体験、福祉体験等を系統的・体系的に展開することを通して、豊かな感性を育てる。
- ② 体験活動において、積極的に地域のゲストティーチャー等を活用し、人とふれ合う活動を通して、豊かな心を育てる。

(5) 縦割り班活動の実施

集会や清掃などの活動を縦割り班で行い、異年齢集団で協力したり、協調したりすることで、人とよりよく関わる力を身に付ける。

(6) 啓発活動の実施

- ① 授業参観や教育講演会の開催や学校・学級通信等による広報活動により、保護者のいじめ問題や子育て、教育に対する意識を高める。
- ② インターネットや携帯電話についての研修会で啓発を行い、ネットいじめの防止を図る。
- ③ P T A の役員会等各種会議において、生徒指導・いじめ対策方針などについての情報提供を行い、意見交換等の場を設ける。

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

保育所・幼稚園や中学校と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童・保護者と学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、児童相談所、警察署、スクールアドバイザー、教育相談支援員などと連携し課題解決に臨む。

福岡県児童生徒の悩み相談窓口(L I N E)や1人1台端末を活用した福岡県主な相談窓口一覧等を周知する。

(2) 「いじめに特化した簡易アンケート」の実施

毎月「いじめに特化した簡易アンケート」を実施する。また、アンケートをもとに、一人一人の児童に教育相談を行う。

(3) 児童観察

休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けたりする。

個人ノートや日記などから交友関係や悩みなどを把握する。

5 いじめに対する早期対応 (次頁「※いじめ発生・発見時の対応」参照)

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ問題対策委員会を開き、指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するためにいじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

① いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。

② いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権感覚を持たせる。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行うなどの措置を講じる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会や警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時。（「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(2) 重大事態への対処

① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

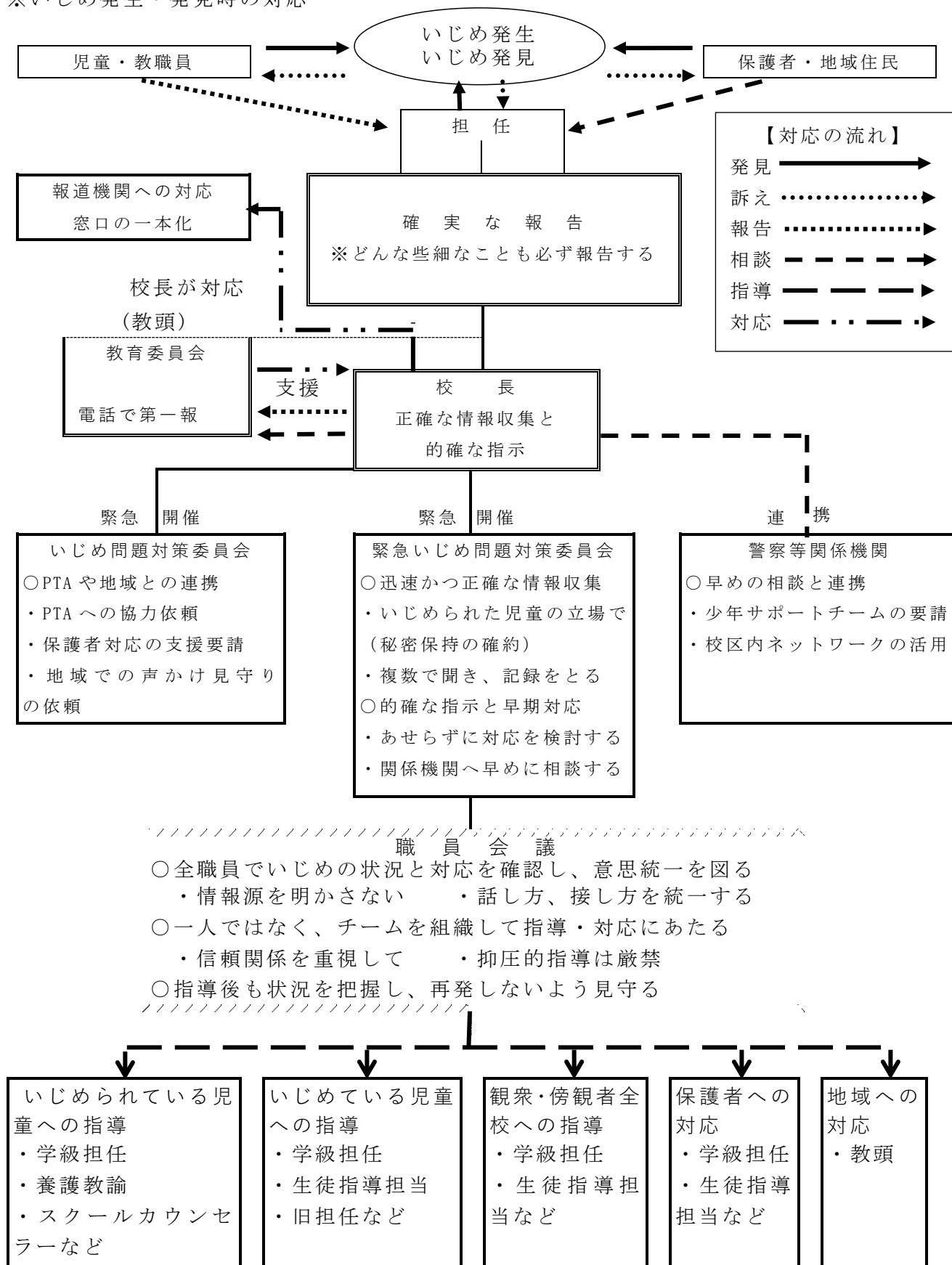
③ 緊急いじめ問題対策委員会を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携をとる。

④ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為をとめる。いじめられた児童生徒に対しては、事実や心情を聴き取り状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

⑤ 調査結果及び今後の支援方策等について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に説明する。

⑥ 支援方策後、「いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月)」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」等を児童生徒・保護者への面談で確認する。

※いじめ発生・発見時の対応



※いじめと判断した場合は「事故報告」及び「月例報告」で教育委員会へ報告する。

14-2 「学校いじめ防止基本方針」（いじめ問題対応年間計画）

本年度の指導の重点
①いじめアンケートや学校生活アンケートを実施し、その結果を基にした教育相談活動を行い、いじめの早期発見に努める。
②いじめはどの学級でも起こり得るという危機意識をもち、学校全体で未然防止に取り組む。

低学年の指導の重点 (第1・2学年)	中学年の指導の重点 (第3・4学年)	高学年の指導の重点 (第5・6学年)
みんなで助け合って、楽しく せいかつできるようにする。	友だちの立場になって考え、 行動できるようにする。	互いのよさを認め合い、友だ ちの立場になって考え判断し行 動できるようにする。

	職員研修他【提案者】	児童生徒アンケート等	その他
4月	・年間計画の作成 ・いじめに対する基本的な考え方の 共通理解【生徒指導担当】	・教育相談	※その時々に応じ、学校通信や 学級通信を通じて保護者に子 ども達の様子を伝えたり、いじめ 防止の啓発をし たりしていく。 【各担任】
5月	・気になる子についての共通理解 (2日)【人権・特別支援担当】 ・校内いじめ問題対策委員会の実施	・学校生活アンケートの実施(1回目) 及びアンケート調査結果の集約(上旬) ・いじめに特化した簡易アンケート①の 実施及びアンケート調査結果の集約 (中旬)	※保護者会で 『いじめ早期発 見・早期対応リ ーフレット』の 家庭用チェッ クリストの活用 について紹介す る。
6月	・いじめチェックについて ・校内いじめ問題対策委員会の実施 ・Q-U(人間関係)調査	・いじめに特化した簡易アンケート②の実施及びアン ケート調査結果の集約 (上旬) ・よりよい学校生活を送るためのアンケート①の実施 ・保護者いじめアンケート①の実施	※ケース会議を 必要に応じて行 い、スクールソ ーシャルワーカーと連携し、指 導や研修を行っ ていく。
7月	・いじめの早期発見の取組と対応 ・教育相談のあり方 ・校内いじめ問題対策委員会の実施	・学校生活アンケートの実施(2回目) ・いじめに特化した簡易アンケート③の実施及びアン ケート調査結果の集約 (上旬)	※「いじめ撲滅 月間」(6月10 月)の啓発、家庭 用いじめチェッ クリスト
8月			
9月	・気になる子についての共通理解 (15日)【人権・特別支援担当】 ・指導主事招聘研修(SCSV) (19日) ・校内いじめ問題対策委員会の実施	・いじめに特化した簡易アンケート④の実施及びアン ケート調査結果の集約 (中旬)	※けんかやふざ け合いでも、被 害者の「心身の 苦痛」に着目し、 いじめに該当す るか否かを組織 的に判断する。 【学校】
10月	・校内いじめ問題対策委員会の実施	・いじめに特化した簡易アンケート⑤の実施及びアン ケート調査結果の集約 (上旬)	※いじめアンケ ートは5年間校 内に保管する。
11月	・携帯・ネット犯罪防止について ・校内いじめ問題対策委員会の実施	・学校生活アンケートの実施(3回目) いじめに特化した簡易アンケート⑥の実施及びアン ケート調査結果の集約 (中旬) ・教育相談 ・よりよい学校生活を送るためのアンケート②の実施 ・保護者いじめアンケート②の実施	
12月	・校内いじめ問題対策委員会の実施	・いじめに特化した簡易アンケート⑦の実施及びアン ケート調査結果の集約 (中旬)	
1月	・校内いじめ問題対策委員会の実施	・いじめに特化した簡易アンケート⑧の実施及びアン ケート調査結果の集約 (中旬)	
2月	・校内いじめ問題対策委員会の実施	・学校生活アンケートの実施(4回目) 及びいじめに特化したアンケート⑨の実施及び調 査結果の集約(下旬)	
3月	・校内いじめ問題対策委員会の実施 ・一年間の反省 ・新入児・気になる子についての 共通理解(12日) 【人権・特別支援担当】	・いじめに特化した簡易アンケート⑩の実施及びアン ケート調査結果の集約 (中旬) ・教育相談	